

9月1日、消費者庁が発足

消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁が平成21年9月1日に発足した。消費者庁は、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、「表示」など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管し、一元的な窓口機能、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔として位置づけられている。

具体的には、JAS法や食品衛生法など表示や取引、安全に関する約30の法律を所管し、行政処分・指導や他省庁への措置要求・勧告を行う。

消費者庁創設の背景・目的

消費者庁設立の背景には、詐欺的な商法や製品による事故、食品偽装等の消費者被害が多発しているものの、大勢の被害者が出るまで根本的な対策がとられないという現状がある。

これを受け、消費者庁は、これまで各省庁がバラバラに行なっていた消費者関連の行政を一元化し、各省庁に対しての調整や勧告等、司令塔の役割を担う。

そのため、厚生労働省や農林水産省、経済産業省などの各省庁が管轄する法律を改正し、各省庁が持っている権限を消費者庁に移管する。

移管される主な内容は次のとおり。

表示関係（景表法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、品表法等）

- 消費者庁が食品や家庭用品等に関する表示基準を定める。これを守らせるための命令は消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施する。
- 事業者への立ち入り検査や行政指導は、公正取引委員会・農水省・経産省・厚労省に行わせるが、消費者庁への通知を義務づける。（必要な場合は消費者庁が立ち入り検査を行う。）

取引関係（特定商取引法、特定電子メール法、預託法）

- 消費者庁が企画立案を担うとともに、自ら立ち入り検査や命令を行う。
- 特に、消費者トラブルの多い特定商取引法（訪問販売や通信販売など）に関しては、執行体制を経産省から消費者庁に移し、地方の経済産業局を消費者庁が直接指揮監督することによって、実質的に執行体制を一元化する。

業務関係（貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法）

- 消費者庁が事業者の行為規制について企画・立案を行う。
- 消費者庁は各事業の所管大臣が行う行政処分に関して必要な意見を述べる。そのために必要な立ち入り調査は消費者庁が行い、二重行政を回避しつつ、消費者の目線を反映させる。

安全関係（消費生活用製品安全法、有害物質含有家庭用品規制法、食品衛生法、食品安全基本法）

- 安全基準を定める際に消費者庁が協議に加わり、消費者の視点を反映させる。
- 消費生活用製品安全法の重大事故報告制度は消費者庁が所管し、迅速に事故情報を公表する。
- 食品安全基本法を改正して、食品の安全の確保のための基本事項を定め、リスクコミュニケーションの調整などの権限を消費者庁に移管する。

その他（製造物責任法、消費者契約法、公益通報者保護法等）

- 製造物責任法・消費者契約法・消費者基本法・公益通報者保護法・出資法・ねずみ講防止法・国民生活安定緊急措置法については、内閣府から消費者庁に移管し、企画・立案を行う。

商品やサービスへの苦情・相談は、消費者ホットライン(☎ 0570-064-370)へ

9月14日より、商品やサービスへの苦情・相談を受け付ける全国共通の電話サービス「消費者ホットライン」が一部の県※で運用が開始された。このホットラインへ電話すると、近くの消費生活センターにつながる仕組みとなっている。

※ 本県を含む42都道府県は11月上旬までに運用が開始される予定